

第2回認定対象特区 (規制の特例措置の追加に係る変更認定)

都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置	規制の特定措置の 番号
愛知県	愛知県	中部臨空都市国際交流特区	常滑市の全域並びに名古屋市の春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部(名古屋空港)	中部臨空都市国際交流特区の柱の一つである国際物流拠点の形成のためには、現名古屋空港における国際航空貨物の輸送力及び取扱量の増大を図ることにより、中部国際空港における国際航空貨物の輸送力及び取扱量を先導することが重要であることから、名古屋空港における臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業等を追加する。	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 ・公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	701、 1201